

# 廃棄物処理法施行令14条2号、4号、5号該当性が 否定された事例

—宇都宮地栃木支判平成29年3月7日判例集未掲載  
(平成28年(わ)第40号)—

今井 康介

## I はじめに

廃棄物の野焼きが、不法焼却罪<sup>1</sup>として起訴された事案において、焼却禁止の例外を認める施行令14条該当性が争われることは少なくない。もっとも、農林漁業者の焼却を規定する4号や、日常生活で行われる軽微な焼却を許容する5号が争われる事例は見受けられるが、災害復旧等を目的とした焼却に関する2号該当性が争われる事例はほとんど見受けられない(私の調査の及ぶ範囲では、判例集やデータベースに、2号該当性が争われた事件は見当たらない)。それゆえ2号該当性が争われた本判決は、実務的な参考価値が高いものと思われる。また本判決は、施行令14条4号、5号の判断方法や適用方法についても示唆するところが少なくない。このような理由から、検討を加えることにする。

## II 宇都宮地栃木支判平成29年3月7日判例集未掲載(平成28年(わ)第40号)

### 1 事案の概要

被告人は、菌床シイタケ栽培業を営む者であり、栽培業では、精米業者から購入する米ぬかが入っている米袋、シイタケを収穫した後の菌床、菌床をくるむビニール袋、ビニールハウス内の地面に散布していた石灰、同地面上のこけ及びキノコ類が廃棄物として排出されていた。被告人は、これらの廃棄物につき、菌床を友人に農業用の肥料として譲渡し、ビニール袋を当初は清掃センターに搬入し、搬入を断られてからは、農協に引き取ってもらうようになり、石灰、コケ及びキノコ類を、自宅敷地内の穴に埋めて処分してきた。米袋は、小屋の中に保管していた。

平成27年3月8日、小屋が火災に遭い、トタン、サッシ、断熱材、菌床を覆っていたビニール袋が溶けたもの、焦げた米袋約300枚及びすすけた米袋約100~200枚が生じた。すすけた米袋については、すすけていない米袋を保管しているコンテナに入れるのが躊躇されたため、被告人は、同年6月25日午前9時頃、本件紙袋を穴に入れ、延焼防止のために水を入れたバケツを用意し、被告人か被告人の妻のいずれかが本件穴から目を離さないようにしながら、焼却を行った。なお、穴の北側数メートルには他人所有の竹林が、東側数メートルには他人の住宅敷地が存在した。

被告人は、不法焼却罪で起訴され、廃棄物を焼却した事実を認めたものの、施行令14条2号、4号、5号のいずれかに該当し、無罪である旨主張した。宇都宮地裁栃木支部は、廃棄物処理法や施行令の規定に関する主管省庁の見解について詳細に述べた後、施行令14条2号、4号、5号該当性の全てを否定し、不法焼却罪の成立を認めた。

1 本稿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を「廃棄物処理法」、廃棄物処理法16条の2及び25条1項15号違反を「不法焼却罪」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を「施行令」とよぶ。

## 2 判旨

廃棄物処理法16条の2及び同法施行令14条は、いずれも、平成12年の改正により設けられたところ、主管省庁の通知（平成12年9月28日衛発第1469号厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日衛環78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）では、廃棄物の焼却の禁止規定につき、廃棄物処理基準に違反して野外で廃棄物を焼却する行為が急増しており、取締りの一層の強化が求められているところ、これまでの行政処分によっては、処理基準の適用されない無許可業者に改善命令を行うことができないこと、命令に従い一旦は焼却を中止するものの、また新たな場所で焼却を始めることなど取締りの実効が上がらない問題があったことから、一定の例外を除いて廃棄物を焼却することを禁止し、罰則の対象とした旨、焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることが馴染まないものについて、例外を設けている旨、同法施行令14条2号の除外事由としては、凍雪害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却などが考えられ、凍雪害防止のためであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却はこれに含まれるものではない旨、同条4号の除外事由としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物焼却などが考えられ、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではない旨、同条5号の除外事由としては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられる旨の見解が示されている。

### 4 本件焼却が「震災、風水害、火災、凍雪害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却」(同条2号)に当たらないこと

前記認定事実によれば、本件焼却は、本件火災前まで本件作業場で保管してきた、本件栽培業により生じた廃棄物である米袋が、本件火災ですすけた状態になったため、被告人において、本件コンテナ等の本件作業場以外の場所での保管は困難になり、何回かにわたり、草や落ち葉等を詰めた上で本件清掃センターに搬入して処分していたところ、被告人方の敷地内に、本件焼却に利用できる本件穴が存在したことなどから、それまで行ってきた本件清掃センターに搬入するという方法によらずに、本件作業場内に残っていたすすけた米袋である本件米袋を処分するために行ったものといえる。

そうすると、前記主管省庁の見解にも照らして検討したとき、本件米袋は、本件火災によりすすけた状態になり、本件火災に遭った本件作業場以外の場所での保管が困難なものとなったことからすれば、「災害時における」廃棄物には該当するといえるものの、本件焼却の時期が、本件火災から約3か月も経過した後であることに照らせば、「災害時における焼却」に当たるといえることはできない。また、本件火災に遭った本件作業場の復旧のために、本件作業場以外の場所での保管が困難であった本件米袋の処分自体が必要なことは否定されないものの、本件米袋の枚数、大きさ及び重量並びに本件作業場の広さ及び利用形態に加えて、被告人において、草や落ち葉等を本件米袋に詰めて本件清掃センターに搬入するという方法等により本件米袋の処分が可能であり、本件火災後本件焼却までの間現に同方法をとって、同方法による処分が可能であると認識していたことを考慮すれば、前記主管省庁の見解に照らして検討しても、本件米袋について、焼却の方法による処分が「必要」であったと解することはできない。

よって、本件焼却は同条2号の除外事由には当たらない。

### 5 本件焼却が「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」(同法施行令14条4号)に当たらないこと

本件焼却が同条4号の除外事由に当たるか、前記主管省庁の見解にも照らして検討するところ、本件米袋は、農業である本件栽培業により生じた廃棄物であるものの、農産物自体から生じたもの等の自然物ではないという点で、前記見解における例示とは異なる上、前記4で説示したとおり、被告人において、草や落ち葉等を本件米袋に詰めて本件清掃センターに搬入するという方法等による処分が可能であり、本件焼却までの間、同方法をとってきたことを考慮すれば、焼却の方法による処分を行うことが「やむを得ないもの」であったといえないことは明らかである。

よって、本件焼却は、同条4号の除外事由には当たらない。

6 本件焼却が「たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」(同法施行令14条5号)に当たらないこと

本件焼却が同条5号の除外事由に当たるか、前記主管省庁の見解にも照らして検討するところ、本件米袋は、紙製であるものの木片や落ち葉等の自然物ではないし、本件焼却は、本件米袋の処分以外の事項を目的とするものではなかったことからすれば、「庭などで、落葉などを焚くこと（広辞苑）」、「屋外で、落ち葉などを集めて燃やすこと（大辞林）」、「戸外で、木片・落ち葉・枯れ草などを寄せ集めて焚くこと（岩波国語辞典）」等とされる「たき火」や、「キャンプなどでの焚き火。これを囲んで交歓し、遊ぶ（広辞苑）」、「キャンプ生活の夜、燃やす焚き火。その周りをみんなで囲んで、歌ったり踊ったりする（大辞林）」、「キャンプで夜皆が集まって燃やすたき火（岩波国語辞典）」等とされる「キャンプファイヤー」とは、焼却の性質が大きく異なるといえる。また、本件焼却は、農業により生じた廃棄物を、その処分自体を目的として焼却したものであるところ、事業者について、廃棄物処理法3条1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められ、同法施行令14条4号において、農業、林業及び漁業という限定された事業についてのみ、かつ、それを営むためにやむを得ない場合のみが焼却禁止の除外事由として定められているという法令の構造からすれば、同条5号の「日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却」には、事業者が、事業により生じた廃棄物を、その処分自体を目的として行う焼却は含まれないと解するのが相当である。そうすると、本件焼却は、「たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却」に当たらないというべきである。

さらに、本件焼却において焼却した本件米袋の枚数、大きさ及び重量並びに本件焼却場所から数メートルの距離には他人所有の竹林及び住居の敷地が位置していたことに照らせば、本件焼却は「軽微なもの」にも当たらないというべきである。

弁護人は、本件焼却は、隣家等の火災発生危険性、煙による隣家への迷惑、または交通阻害等、有毒ガスによる健康被害及び悪臭による不快感など生活環境への影響がいずれも認められないとして、「軽微なもの」に当たる旨主張するが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという法の趣旨及び焼却禁止の法令改正の趣旨に照らして、焼却禁止が、上記事情が生じる場合に限定されるものと解するのは相当ではなく、弁護人の主張は採用できない。

よって、本件焼却は同条5号の除外事由に当たらない。

### Ⅲ 評釈

#### 1 問題の所在

廃棄物処理法16条の2は、廃棄物の焼却を原則として一律に禁止する。もっとも、廃棄物の焼却禁止には例外が定められており、同条第3号は、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」を許容する。この規定を受け、施行令14条が、焼却を許容すべき場合を定めている。被告人は、施行令14条2号、4号、5号のいずれかに該当し、焼却が許容される旨主張したことから、各号の該当性が問題となった。本稿では、検討の都合上、判決や施行令の順番とは異なり5号から検討を加えることにする。

#### 2 施行令14条5号該当性

本件で焼却された米袋は、約4kgと、必ずしも多量であるとはいえないことから、施行令14条5号に該当し適法な焼却となるのではないかと問題となる。

##### (1) 「軽微なもの」

まず検討すべき点は、本件焼却が14条5号にいう「軽微なもの」に該当するかである。「軽微なもの」に該当するかは、廃棄物処理法16条の2第3号により、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微か」という評価であるから、事案ごとに個別具体的判断を要し、判断基準を一義的に明確化することは難しい。

もつとも、これまでの裁判例を分析すると、次のような傾向が明らかとなる<sup>2</sup>。すなわち、焼却量が多い場合や焼却時間が長い場合には、軽微であるとは評価し難いが<sup>3</sup>（原則）、焼却量が少ない場合あるいは焼却時間が短い場合であっても、煙や悪臭による被害が認められる場合<sup>4</sup>（例外ルール1）、延焼の危険を発生させている場合<sup>5</sup>（例外ルール2）、焼却物に有害物質が含まれている場合<sup>6</sup>（例外ルール3）、軽微なものとして評価することは出来ない<sup>7</sup>。

この点、宇都宮地裁栃木支部は、軽微なもの該当性を否定する際、焼却した本件米袋の枚数、大きさ及び重量並びに本件焼却場所から数メートルの距離には他人所有の竹林及び住居の敷地が位置していたことを摘示している。これは焼却された米袋の量は4kgと必ずしも多くないものの、延焼の危険があることを示して「軽微なもの」該当性を否定するものであり、上述の例外ルール2に依拠したものである（なお、被告人または被告人の妻が延焼防止のために水を用意していたようであるが、延焼の危険を消し去るには不十分と判断されたものと思われる。）。それゆえ本判決には、例外ルール2に該当する一事例を付け加える意義が認められる。

(2) 「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」

さらに14条5号に関し、本判決は、興味深い説明を行う。すなわち、「事業者が、事業により生じた廃棄物を、その処分自体を目的として行う焼却は含まれないと解するのが相当」として、本件焼却は、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」に該当しないとす点である。これは、産業廃棄物のように、事業活動に伴って排出された廃棄物の焼却の場合には、14条5号が適用されないことを示すものである<sup>8</sup>。

従来の刑事裁判例では、「たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却」が、焼却の外観、つまり周囲からの視認状況を問題とする要件とされることが多かったように思われる<sup>9</sup>。例えば、広島高判平成19年11月27日高刑速（平19）号439頁<sup>10</sup>は、「比較的規模の大きな本件焼却炉の中に50キログラムに近い量の本件コードを入れた上、その束の下目に約5キログラムの本件木材を入れて燃やしたものであって、施行令14条5号にいう『たき火』とはほど遠いものであり、『たき火』に類似するなどとはいえないとする。また近時、「施行令14条5号にいう『軽微』については、廃棄物処理法16条の2第3号から、周辺地域の生活環境に与える影響におけるそれを意味し、社会通念上たき火と理解し得る程度の規模を指

2 詳しくは、今井康介「判批」東北ローレビュー11号（2023年）72頁以下参照。

3 施行令14条5号該当性を否定する際に焼却量の多さを指摘するのは、福井簡判平成21年9月28日判例集未掲載（平成21年（ろ）第1号）、仙台高判平成22年10月28日判例集未掲載（平成22年（う）第129号）、青森地五所川原支判平成23年5月13日判例集未掲載（平成22年（わ）第3号）、仙台高判平成26年7月17日判例集未掲載（平成26年（う）第19号）、神戸地判平成28年10月12日判例集未掲載（平成27年（わ）第1246号）、山口地判平成31年4月3日LEX/DB 25564181。焼却時間が長いことを指摘するのは、高松地判平成30年5月31日LEX/DB 2556421。

4 仙台高判平成22年2月24日判例集未掲載（平成21年（う）第2350号）、仙台高判平成22年6月1日判例集未掲載（平成22年（う）第5号）、大阪高判平成29年5月11日判例集未掲載（平成28年（う）第1206号）、福岡高宮崎支判令和2年1月28日LEX/DB 25593008。

5 仙台高判平成22年6月1日判例集未掲載（平成22年（う）第5号）、宮崎簡判令和元年10月2日判例集未掲載（平成31年（ろ）第1号）。

6 東京高判令和4年3月9日高検速報（令和4年）3827号。

7 これら例外ルール等を総合考慮する立場に至るのは、伊丹簡判令和3年8月19日判例集未掲載（令和3年（ろ）第3号）。伊丹簡裁は、「施行令14条5号に該当するか否かの判断に当たっては、燃やした廃棄物の量や、その焼却方法、焼却場所、生活環境に有害な影響を与えるがい然性、具体的には煙等の発生の有無とその程度、あるいは周囲に火災が発生する可能性の有無などを総合考慮して判断するのが相当」とする。

8 産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」（廃棄物処理法2条4項第1号）である。なお、「事業活動に伴って生じた」とはどのような場合か問題となるが、「ある廃棄物が事業活動から性質上必ず生じることまでは要しないが、事業活動と何らかの関連において生じたということだけでは足りず、当該廃棄物が排出される過程が事業者の事業の範囲に属することが必要」（東京高判平成16年6月3日高刑速（平16）号86頁）とされている。

9 これに対し、行政処分取消訴訟である山口地判平成27年5月20日LEX/DB 25540795は、施行令14条5号該当性について、焼却行為者、焼却態様、焼却場所、対象物の内容及び量、焼却所要時間、焼却方法、周囲からの視認状態等を総合して判断すべきとする。

10 阿部鋼「判批」月刊廃棄物594号（2020年）42頁以下参照。

す」と判示した東京高判令和2年8月20日高刑速（令2）号211頁<sup>11</sup>も、たき火かどうかを、規模で判断するため、外観に重点を置いているように思われる。

それゆえ本判決は、廃棄物の排出経緯に着目して「たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却」該当性を否定したという意味で、新しい判断枠組みを提示したものである。学説の中には、施行令14条5号が、一般廃棄物の焼却を規定するとの見解も主張されており<sup>12</sup>、本判決の結論についても異論は少ないように思われる。

### 3 施行令14条4号該当性

施行令14条4号は、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」を許容するものであるが、本判決は、焼却した物が、（例えば作物残さのように）農業から排出されたものでないことを指摘して、同号該当性を否定する。これは、4号該当性判断に際しても、5号と同じように、廃棄物の排出経緯に重きを置くものといえる。このような理解は、本判決が引用する通知（平成12年、衛環第78号）に由来するものと考えられる。なぜなら同通知は、14条4号に該当する事例として、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物を例示し、農業・林業・漁業の活動の一環として排出された物の焼却を例示しているからである。裁判例においても、14条4号は、農林漁業から排出された廃棄物を焼却する場合に限られると解釈する傾向にあり<sup>13</sup>、本判決は、上記通知や裁判例の傾向と一致するものである。

なお宇都宮地裁栃木支部は、本件焼却は、「やむを得ない」焼却にも該当しないとす。その際、本判決は、①清掃センターに搬入出来ることや、②被告人自身が以前はそのような処理方法をとっていたことを指摘している。本判決が、「やむを得ない」の一般的な意義をどのように考えているかは明らかでないが<sup>14</sup>、該当しない一事例を明らかにするものといえる。

### 4 施行令14条2号該当性——焼却の期間制限？——

施行令14条2号は、「震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却」を許容する規定であるところ、本判決は、焼却の時期が本件火災から約3か月も経過した後であること、そして焼却の方法による処分が「必要」であったといえないとして、同号該当性を否定した。注目すべき点は、災害で生じた廃棄物を焼却するには、一定の期限があることを前提としている点である。

裁判例の中には、本判決と同じように、災害復旧目的の焼却には、期間制限があることを明示するものがある。仙台高判平成26年7月17日判例集未掲載（平成26年（う）第19号）は、大雪で倒壊した小屋の木材や、内部にあった畳、カーペット等を焼却した事案において、「廃棄物処理法16条の2第3号の焼却禁止の例外事由に該当するというためには、たとえ、廃棄物処理法施行令14条2号所定の『災害の予防、応急対策又は復旧』、目的の廃棄物の焼却であったとしても、同目的達成に必要で、かつ、相当な合理的期

11 島本元気「判批」捜査研究843号（2021年）2頁以下、警察実務研究会「判批」『警察実務重要裁判例 令和3年版（警察公論76巻11号付録）』（立花書房、2021年）119頁以下、今井康介「判批」東北ローレビュー10号（2022年）80頁以下、天田悠「判批」法律時報94巻9号（2022年）151頁以下参照。

12 小熊利通ほか「座談会『野焼きに関する諸問題と対応等』」ちょうせい106号（2021年）14頁〔北村喜宣〕。

13 大阪高判平成29年5月11日判例集未掲載（平成28年（う）第1206号）、高松高判平成30年9月13日判例集未掲載（平成30年（う）第11号）、広島高判令和元年7月25日裁判所ウェブサイト。

14 近時、東京高判令和2年8月20日高刑速（令2）号211頁が、社会慣習上やむを得ないものとして許容される域にあるかどうかの判断が重要と判示している。同判決については、注（11）参照。さらに東京高裁の判決後に出された、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知（環循適発第2111305号、令和3年11月30日）は、施行令14条4号の「やむを得ない」が、「取締りの観点から限定的に解するため、同条第4号においては、『やむを得ない』と付言したものである。したがって、個別の事案における罰則の適用において、当該例外規定における『やむを得ない』ものといえるか否かの解釈に当たっては、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかにより判断されるべき」とする。

間内に行われることが要件になると解され、このように解しても、刑罰法規の明確性には反しない。」とする<sup>15</sup>。

しかし本判決や上記仙台高裁のように、施行令14条2号の解釈として期間制限を導入することには疑問がある。なぜなら同号は、災害の予防目的の場合、応急対策目的の場合、復旧目的の場合と、3つの場合を規定しており、復旧目的の場合のみ期間制限を要求するのは奇妙だからである。災害予防目的の場合には、焼却と実際に発生する災害の間に一定の期間を要求することは困難であろう。また、焼却の許容される「相当な合理的期間」が、いかなる期間を意味するのかは、個別具体的な事例によるとしか言わざるを得ず、不明確である。

裁判例が期間制限を加えた理由としては、施行令14条2号が、応急対策に準ずるか、とりあえず急場をしのぐための焼却のみを認めた規定と考えているからだと思われる。しかし焼却が「必要」かを、「緊急あるいは時間が無いから必要」という意味に限定して考える必然性はない。同号は、焼却するしか方法がないから「必要」という場合も想定しているというべきである(例えば、震災でそのエリアの清掃工場が長期間稼働しなくなった場合などが考えられる)。なぜなら、14条2号と同じように、「必要」な焼却を許容する3号の規定では、宗教上の行事としての焼却が許容されており、3号における「必要」の内容としては、緊急性あるいは時間的な観点が要求されていないからである<sup>16</sup>。

このようにしてみると、災害発生からある程度時間がたっている本件のような事案においては、焼却以外の方法をとることが出来たかが検討されるべきであったように思われる。この点、宇都宮地裁栃木支部は、以前に被告人が清掃センターに持ち込んでいたことを指摘しており、災害時においても焼却時においても、清掃センターに持ち込む処理方法をとれることに変わりがない。そうだとすると、結論として、本件焼却は「必要」なものとは評価出来ないように思われる。

#### IV おわりに

本件では、施行令14条該当性が争われ、宇都宮地裁栃木支部は、施行令14条5号の「軽微なもの」該当性として、従来から認められている例外ルール2に依拠していること、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」該当性に関し、焼却の外観に重きを置いている従来の裁判例とは異なり排出の経緯に重きを置く、新しい判断枠組みを提示していること、施行令14条4号「やむを得ない」に関し、該当しない事例を追加する意義が認められること、14条2号について期間制限を行っているが、そのような解釈には疑問があることを明らかにした。

最後に、廃棄物処理法16条の2第3号と施行令の規定が合致していない問題について、述べておきたい。廃棄物処理法が許容する焼却とは、①「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」、又は、②「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微」である廃棄物の焼却として「政令で定めるもの」であるところ、施行令14条1～3号は、①を具体化する規定と解される。ここで問題となるのは、廃棄物処理法の①部分は、「やむを得ない」焼却を許容すると述べているのに、施行令14条1～3号は「必要」な焼却を許容しており許容される焼却のハードルが異なっていることである。

これについては、施行令の「必要」の解釈を「やむを得ない」に近づける、つまり「必要」の判断を厳格に考える(例えば、必要不可欠と解する)方法が考えられる。しかし、このような理解はとれないというべきである。なぜならそのように解した場合には、14条3号の適用が想定されている「どんど焼き」などの宗教行事としての焼却が、——近時コロナウイルスの流行で自粛されることが多かったことに鑑みると、絶対に必要であると認められないであろうから——禁止される結果となってしまふ。このような結論を回避するには、廃棄物処理法の方を、施行令に合わせるよう改正すべきではないであろうか。すなわち、

15 なお、同事件の原審である十和田簡判平成25年12月18日判例集未掲載(平成25年(ろ)第1号)は、「本件犯行当時、処分場に本件焼却物を搬入することは十分に可能であったと認められるのであり、本件焼却物を処分場に運ばずその場で焼却した被告人の行為が、災害の予防、応急対策または復旧のために必要な行為であったとはいえない。」とする。

16 また施行令14条1号、2号、3号では、焼却量が必要最小限度でなくとも「必要」な焼却に該当するというべきであろう。

「公益上若しくは社会の慣習上『必要な』廃棄物の焼却」を許容するよう、法改正を行うのである。

近時、不法焼却罪での検挙件数が増加傾向にあり<sup>17</sup>、それに伴って施行令14条が主張される事例が増加している。本稿が今後の刑事実務の参考となれば幸いである。

（東北大学 助教）

---

17 『警察白書 令和4年版』の統計資料「統計2-37 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況（令和3年）」によれば、廃棄物処理法違反で検挙された5772事件の内、2709件（46.9%）が焼却禁止違反である。